

商標簡易調査報告書

平成□□年□□月□□日

ソフトコミュニケーションズ株式会社 御中

〒□□□-□□□□

東京都●●区●●町□-□-□□

●●●●国際特許事務所

調査担当（弁理士） ▲▲ ▲▲

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は、商標登録出願に関する簡易先行調査をご依頼いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、下記商標につきまして、先行調査が完了いたしましたので、次のとおりご報告致します。ご査収くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 本調査の目的等

次の調査対象商標（以下、「本件商標」といいます。）の現時点における商標登録の可能性（商標法第4条第1項第11号の該当可能性についてのみ）について事前簡易調査を行いました。

なお、本調査では、本件商標の識別力の有無（商標法第3条第1項各号の該当可能性）等、商標法第4条第1項第11号以外の登録要件については、調査しておりませんので、ご注意ください。

また、本調査では、本件商標の使用可能性調査については行っておりませんので、本調査結果の内容には、商標権侵害等の成否に関する見解は含まれておりません。予めご了承ください。

2. 調査対象（本件商標・指定商品役務）

（1）本件商標



（2）指定商品役務

【第18類】

・かばん 類似群コード：21C01

【第25類】

・衣服用ベルト 類似群コード：21A01

3. 調査範囲

■ 出願日データ : □□□□年□□月□□日出願分まで。

■ 登録日（国内）データ : □□□□年□□月□□日登録分まで。

4. 結論

本件商標は、商標法第4条第1項第11号の規定に該当することを理由に、特許庁より拒絶理由が通知される可能性があります。

ただし、下記反論を行う、又は、一部の指定商品（第18類の「かばん」）を削除することで、先拒絶理由を解消できる可能性は残されておりますので、ご了承ください。

5. 理由

特許庁の J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）を用いて先願先登録商標の調査を行ったところ、本件商標と同一又は類似の商標と認定されるおそれのある登録商標が1件検索されました（以下、「引用商標1」といいます。）。

そして、引用商標1に係る指定商品は、本件商標の指定商品と同一又は類似す

ることから、本件商標は、引用商標 1 の存在を理由に、特許庁より拒絶されるおそれがあります（商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号）。以下、この点について、ご説明致します。

<引用商標一覧>

1. 商標登録第●●●●●●●●号 商標：■ ■ □ □

※引用商標 1 の詳細は、添付の商標公報をご参照ください。

<引用商標 1 との類否判断>

本件商標と引用商標 1 から生ずる称呼は、互いに近似する可能性があることから、本件商標は、一見、引用商標 1 と類似するものとも思われます。

しかしながら、本件商標が全体として纏まりよく構成されていることに照らせば、本件商標からは、係る構成に相応した「×××☆☆☆☆」との一連の称呼のみが生じるものといえることから、本件商標から生じる称呼は、十分に引用商標 1 の「★★☆☆」との称呼と聴分可能であると考えます。

さらに、本件商標から生じる「◎◎◎◎◎」との観念は、引用商標 1 から生じる「●●●●●」との観念と明らかに相違するものであり、また、本件商標と引用商標 1 の外観は、時と処を異にしても十分に区別が可能であるといえることから、これら商標を、同一又は類似の商品等に使用したとしても、需要者が、これら商品等の出所を混同するおそれはないものと思われます。

よって、本件商標は、引用商標 1 と非類似の商標であると考えられることから、仮に、本件商標が引用商標 1 の存在を理由に、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するとして、特許庁より拒絶されたとしても、このような反論を行うことで（意見書等の提出）、先特許庁の認定を覆すことができる可能性は残されているものと判断致します。

なお、本件商標の指定商品から、引用商標 1 の指定商品と同一又は類似する商品（第 1 8 類の「かばん」）を削除した場合には、上記拒絶理由は解消されることとなります。

【参考条文】

〔商標法第4条第1項〕

次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

〔商標法第4条第1項第11号〕

当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの。

6. 結語

よって、上記のとおり結論致します。

以上

※重要

※本調査は、上記「3. 調査範囲」に記載したデータに基づき行われたものであり、全ての分野の先行文献等（例えば、本調査時において、公開されていない他人の商標登録出願等）を網羅したものではありません。また、本調査では、本件商標の識別力の有無（商標法第3条第1項各号の該当可能性）等、商標法第4条第1項第11号以外の登録要件については、調査しておりません。したがって、本件商標が、特許庁の審査、審判において、本調査結果と異なる見解により拒絶される可能性もありますことを、あらかじめご了承ください（例えば、本調査時に公開されていなかった商標の存在を理由に拒絶される場合や商標法第4条第1項第11号以外の拒絶理由に該当して拒絶される等）。

※また、本調査は、特許庁での審査及び審判並びに裁判での結果を保証するものではありませんのでご注意ください。